

事務事業名	出産・子育て応援金支給事業		担当	健康福祉部　こども家庭課　子育て支援係	
政策名	2	「笑顔づくり」～安心と元気アップ！～	施策名	1	子育て支援の充実
成果指標	名称		単位	6　年度実績	
	出産応援金受給者		人	412	
	子育て応援金受給者		人	400	
事業概要	国の「出産・子育て応援交付金」を活用した事業。 全ての妊婦・子育て世帯が、安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産、子育てまで一貫して相談に応じ、ニーズに即した支援につなぐ「伴走型相談支援」と出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る「経済的支援」を一体化して実施する。 【伴走型支援】 保健師や助産師が、「妊娠届出時」、「妊娠8か月前後（希望者）」、「乳児家庭全戸訪問時」に面談を実施し、個々の状況にあった支援を行う。 【経済的支援】 伴走型相談支援における面談・アンケートを実施した後に、子育て用品の購入や子育てサービス利用のための応援金を支給する。 ・出産応援金…妊婦一人あたり50,000円 ・子育て応援金…児童一人あたり50,000円 【補助率】 国3/2・県1/6・市1/6				
6　年度 実績・成果・課題	子育て世帯のニーズに即した支援に繋がることができているとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減が図られている。 【課題】 令和7年4月子ども・子育て支援法の改正により、出産・子育て応援金支給事業は法定事業となり「妊婦支援給付金」に移行されるため、改正された児童福祉法の「妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）」を効果的に組み合わせて実施し、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施する必要がある。				
今後の方向性と 具体策	☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☒ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☒ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☐ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない） 【具体的な改善案】 妊婦のための給付金であり、死産、流産、妊娠人工中絶した方も支給対象となるため、案内方法や申請方法の事務取扱を確立させるとともに、精神的ケアの相談体制の連携を図っていく。				